

ドイツ・韓国・日本の移住外国人に対する社会統合施策

一言語施策を中心として

松岡洋子（岩手大学） 足立祐子（新潟大学）

キーワード：移住外国人 社会統合 第二言語習得施策

1. 移住外国人の急増と受け入れ社会でのコミュニケーション課題

移住労働者や結婚による移住女性の急増に伴い、ドイツ、韓国、日本ではこれらの移住者の社会統合のための施策が展開されている。これらの国はこれまで外国人移住者を公的に受け入れてこなかったが、労働力や地域の人口再生産力の維持のためにここ数年で急速に政策転換が図られた。移住者と受け入れ社会側とのコミュニケーション場面において共通言語を持たないままに移住者が地域社会に定着を始めた結果、学校教育、就労現場への統合や、社会保障上の権利義務の履行などの場面で、さまざまな問題が起こっている。移民国家と言われるアメリカ、オーストラリアなどでは移住者の受け入れに際し一定の言語能力や経済力を求め、かつある程度の多言語対応も行われている。しかし、ドイツ、韓国、日本ではそのような対応がないままに移住者が急増したことが問題の背景にあり、その対応として多言語の共存を認めるのではなく、受け入れ国の言語を機軸とした社会統合を目指すという共通点を有する。すなわち、3カ国とも移住者に対して一定の移住先言語能力習得過程に受け入れ政府が何らかの関与をしているが、その形態は異なる。

2. 各国の言語施策の特徴

ここでは3カ国で現在行われている移住外国人の社会統合のための言語施策のタイプを、国（政府）の関わり方を軸として、ドイツの「政府主導型」、韓国の「政府干渉型」、日本の「地域主導型」と分類し、その特徴を述べる。

第一に、「政府主導型」のドイツでは、2005年の新移民法施行により、ドイツに住む全移民に対してヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）のB1レベルのドイツ語能力が求められるようになった。ドイツ連邦政府は移民に対する600時間のドイツ語教育および30時間のドイツオリエンテーション教育の枠組みを定め、2年間で言語能力試験をクリアすることを移民に求めている。これを実現するために教育機関、カリキュラムおよび教員の質的管理が連邦移民難民局によって行われている。2007年には2年間の施策評価が行われ、その結果、ドイツ語学習期間は900時間プラス読み書きで300時間、オリエンテーション教育は45時間が認められるようになった。さらに、統合コースと呼ばれる移民対象の言語教育を行う教師に対して研修が義務づけられており、ゲーティンスティテュートなどとの連携により移民の第二言語教育の充実が図られている。このような施策がとられた背景には、ガストアルバイターと呼ばれる労働移民とその家族の問題がある。彼らは低学歴である上にドイツ語を理解しないために就労機会が制限され低所得者層に定着し、その子どもに対しても教育の重要性を伝えられず、子どもたちは学校教育現場からドロップアウトしてし

まう。その結果、子どもも成長後に低階層にとどまるという不の循環が起こっている。この悪循環を断ち切ることが移民の社会統合には不可欠であるというのが、ドイツがこのような施策を行った大きな理由である。人材育成がドイツ社会にとって重要だという強い認識を持ち、それを政府が責任を持って行うというのがこの施策の特徴である。

第二に、韓国の「政府干渉型」の韓国語教育施策は、2007年に在韓外国人処遇基本法の施行に伴い、移住者に対して行われるようになった。韓国は21世に入り急速に外国人労働者受け入れの枠組みを整えはじめ、また外国人配偶者の受け入れを進めている。基本法施行前から労働部、文化観光部、女性家族部（現保健福祉家族部）などによって移住労働者の韓国語習得支援事業が民間に対して助成を行う形を中心に行われてきたが、2005年の外国人雇用許可制実施によって、この枠組みを利用する移住労働者に対して一定の韓国語能力が法的に課されるように変化した。さらに基本法の施行により、NGOや大学などに政府が委託する形で移住者に対する韓国語教育が急激に展開されるようになった。この施策では教育機関、カリキュラム、教師の管理等は委託先の裁量に委ねられ、移住者の受講も自由であり、政府は一定の干渉はするが管理は行わないという立場にあることが特徴である。そのため、移住者が等しく権利を行使し義務を負うのではなく、移民に対する言語保障は選択的なものにとどまる。

第三に、「地域主導型」の言語施策をとるのが日本である。政府は現状調査や人材育成、教材開発、モデル教室の立ち上げ等の事業助成は行うが、実際の日本語教育には直接関わらず、移住者に対する日本語学習支援活動は地方自治体や地域のNGOなどが担っている。そのため、外国人集住地域と呼ばれる自治体では行政、民間の協働で移住者の言語学習の場が広く提供されているが、散在地域ではそこに住む市民の意識によって日本語学習支援活動にかなりの差が見られるのが現状である。

3. 言語施策の方向性

以上3タイプの言語施策は受入国の移住者に対する受け入れ姿勢が反映している。ドイツは正式に移民を受け入れることを法律で定め、移民の言語能力を社会統合成功の大きな要因として位置づけた。一方、韓国は政府が移住者の第二言語能力の重要性を認識しつつ、完全な政府の管理下におくほどの予算措置をとっていないという点で、移住者の言語能力獲得を当事者に委ねたものにとどまっている。日本はさらに消極的な対応しかとられておらず、移住者の社会統合そのものに対する消極性の表れと捉えることもできる。

社会の成員がさまざまな場面で義務として権利としてコミュニケーション手段としての言語能力を有することは社会を形成する上で不可欠である。しかし、公的私的レベルに関わらず多言語社会を実現させるのは、ここで取り上げた3か国では現実的ではない。だが、急増する移住者と受け入れ社会とが共通言語を持つ必要性は高まっており、その言語とは何か、どのように構築するのか、政府が主導的立場で関わる時代になったと言えよう。